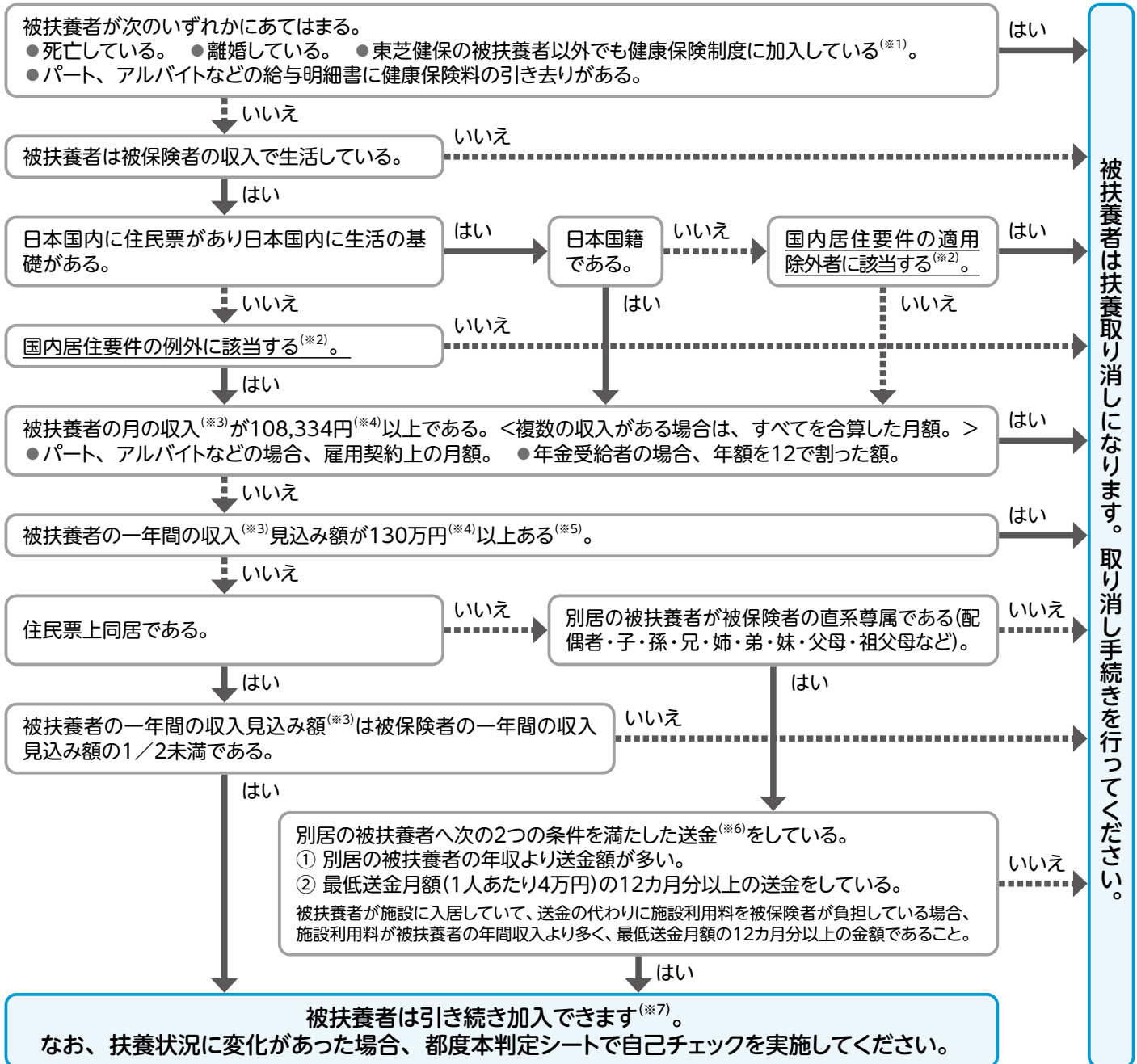


被扶養者の認定判定シート

スタート



(※1) 現在は勤務先の健康保険に加入してなくても、東芝健保の被扶養者に認定されている状態で、勤務先の健康保険に加入していた場合、勤務先の健康保険に加入した日付で東芝健保の扶養取り消し手続きをすること。その上で現在は認定要件を満たす場合は、あらかじめ扶養申請が可能だが、認定日(再加入日)は東芝健保が扶養の事実を認めて受理した日となり、勤務先の健康保険の脱退日には遡れない。

(※2) 「被扶養者の国内居住要件について(PDF158KB)」を参照のこと。

(※3) 収入には、給与収入や老齢年金などのほかに通勤費や障害年金、遺族年金などの非課税収入も含む(日本以外の国から受給の年金なども含む)。

(※4) 以下に該当する場合は年額130万円および月額108,334円を次のとおり読み替える。

・ 60歳以上またはおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金を受けられる程度の障がい者 → 年額180万円および月額15万円

・ 被保険者の配偶者以外の対象者でその年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合 → 年額150万円および月額12万5千円

(※5) 「年収の壁・支援強化パッケージ」による一時的な収入増加に該当する場合、東芝健保ホームページ「健保のしくみ」 → 「被扶養者資格調査(検認)について」より取り扱いを確認すること。

(※6) 送金は現金書留または金融機関を利用し、第三者がみても送金の事実が確認できるようにすること。送金証明の提示を求められたときはいつでも応じられること(提示ができない場合、認定を取り消す場合がある)。

(※7) 住所の変更、同居・別居の変更、国内居住要件の例外要件の該当・非該当・変更があったときは手続きが必要となる。手続き方法は東芝健保ホームページ「各種手続き」 → 「引越・転勤したとき」にて確認すること。

扶養取り消し手続き方法は？

東芝健保ホームページ「各種手続き」 → 「家族の加入について」 → 「家族が加入からはずれるとき」をご覧ください。必要書類を被保険者の勤務先の健保担当窓口(一般的には総務部(課)や管理部(課)など)に提出してください。

扶養取り消し後に国民健康保険に加入する場合は、当健保発行の「削除証明書」が必要になりますので上記の提出先に発行を依頼してください。

扶養取り消し日以降、東芝健保が負担した医療費・健診費用などについては遡及請求します。

東芝健保 検索

